

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和5年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和5年11月末現在)

本校では、年3回アンケートを行い、軽微なものもアンケートに記入させるようにしていじめの重篤化を防ぐようにしています。

そのため、令和5年度の本校のいじめの認知件数は増加傾向にありますが、いじめの早期解消に向けて速やかに対応しております。引き続き「いじめ見逃しゼロ」をめざし、早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、ホームページにも載せてある「学校いじめ防止基年本方針」に則り、年3回いじめ防止のための授業を行うなど、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。